



山形県公報

平成21年4月10日(金)
第2033号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁福祉課) ……494
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更……………( 同 ) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更……………( 同 ) ……495
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……496
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………( 同 ) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の  
変更……………( 同 ) ……497
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の  
変更……………( 同 ) ……498
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定……………( 同 ) ……同
- 特定計量器の定期検査の実施……………(産業政策課) ……同
- 基本測定の終了の通知……………(農村計画課) ……502
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………( 同 ) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……503
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) ……504
- 土地改良区の定款変更の認可……………( 同 ) ……505
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 基本測定の終了の通知……………(管 理 課) ……506
- 同……………( 同 ) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県証紙売りさばき人の指定……………(出 納 局) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………( 同 ) ……507
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………( 同 ) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(庄内総合支庁総務課) ……508
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業経済交流課) ……同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………( 同 ) ……509

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第396号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|----------------------------|-----------|------------|
| 社団法人山形県看護協会<br>山形市松栄一丁目5番45号 | 訪問看護ステーション新庄<br>新庄市住吉町3番8号 | 居宅療養管理指導  | 平成21. 4. 1 |

### 山形県告示第397号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地         | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地         |                                                                        | 変更年月日      |
|-----------------------------|-----------|---------------------|------------------------------------------------------------------------|------------|
|                             |           | 変 更 前               | 変 更 後                                                                  |            |
| 株式会社あたしん家<br>新庄市住吉町1051番地2号 | 訪問看護      | 訪問看護ステーション<br>あたしん家 | (本体事業所)<br>訪問看護ステーション<br>あたしん家<br>(出張所)<br>訪問看護ステーション<br>あたしん家尾花沢サテライト | 平成21. 4. 1 |
|                             |           | 新庄市住吉町1051番地2号      | (本体事業所)<br>新庄市住吉町1051番地2号<br>(出張所)<br>北村山郡大石田町大字今宿字板橋890-8             |            |

### 山形県告示第398号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地                | 介護予防サービスの種類  | 指定年月日      |
|------------------------------|----------------------------|--------------|------------|
| 社団法人山形県看護協会<br>山形市松栄一丁目5番45号 | 訪問看護ステーション新庄<br>新庄市住吉町3番8号 | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成21. 4. 1 |

## 山形県告示第399号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地       | 介護予防サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地         |                                                                        | 変更年月日      |
|-----------------------------|-------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------|------------|
|                             |             | 変 更 前               | 変 更 後                                                                  |            |
| 株式会社あたしん家<br>新庄市住吉町1051番地2号 | 介護予防訪問看護    | 訪問看護ステーション<br>あたしん家 | (本体事業所)<br>訪問看護ステーション<br>あたしん家<br>(出張所)<br>訪問看護ステーション<br>あたしん家尾花沢サテライト | 平成21. 4. 1 |
|                             |             | 新庄市住吉町1051番地2号      | (本体事業所)<br>新庄市住吉町1051番地2号<br>(出張所)<br>北村山郡大石田町大字今宿字板橋890-8             |            |

## 山形県告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                          | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|--------------------------------------|-----------|------------|
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市門東町二丁目8番38号 | 訪問看護ステーションナーシングなごみ<br>米沢市門東町二丁目8番38号 | 居宅療養管理指導  | 平成21. 4. 1 |

## 山形県告示第401号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地                                | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------------|--------------------------------------------|-----------|-------------|
| 株式会社藤倉<br>米沢市城南一丁目3番2号   | 株式会社藤倉<br>米沢市城南一丁目3番2号                     | 特定福祉用具販売  | 平成21. 3. 31 |
| 株式会社サン十字<br>米沢市大町四丁目6番6号 | 株式会社サン十字訪問入浴介護サービス<br>高島<br>東置賜郡高島町大字高島542 | 訪問入浴介護    | 同 4. 1      |

**山形県告示第402号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地                          | 介護予防サービスの種類  | 指定年月日      |
|------------------------------|--------------------------------------|--------------|------------|
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市門東町二丁目8番38号 | 訪問看護ステーションナーシングなごみ<br>米沢市門東町二丁目8番38号 | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成21. 4. 1 |

**山形県告示第403号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地    | 事業所の名称及び所在地                                | 介護予防サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------------|--------------------------------------------|--------------|-------------|
| 株式会社藤倉<br>米沢市城南一丁目3番2号   | 株式会社藤倉<br>米沢市城南一丁目3番2号                     | 特定介護予防福祉用具販売 | 平成21. 3. 31 |
| 株式会社サン十字<br>米沢市大町四丁目6番6号 | 株式会社サン十字訪問入浴介護サービス<br>高畠<br>東置賜郡高畠町大字高畠542 | 介護予防訪問入浴介護   | 同 4. 1      |

**山形県告示第404号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護療養型医療施設の名称 | 所在地                       | 辞退の効力発生年月日  |
|----------------|---------------------------|-------------|
| 川西湖山病院         | 東置賜郡川西町大字下奥田字穴澤平3796番地20号 | 平成21. 3. 31 |

**山形県告示第405号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                            | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------------|----------------------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人山形県手をつなぐ育成会<br>山形市小白川町二丁目3番31号 | しょうがい者共同生活援助事業所「すてっぷⅡ」<br>米沢市東二丁目8番54号 | 共同生活援助      | 平成21. 4. 1 |

## 山形県告示第406号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地     |         | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日      |
|---------------------------------|-----------------|---------|-------------|------------|
|                                 | 変更前             | 変更後     |             |            |
| 特定非営利活動法人森の子会<br>米沢市万世町牛森4172番6 | 森の子会障害福祉サービス事業所 | 森の子ひかり園 | 就労継続支援B型    | 平成21. 3. 1 |
|                                 | 米沢市万世町牛森4172番7  |         |             |            |

## 山形県告示第407号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地                         | 指定年月日      |
|--------------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 社会福祉法人山形県手をつなぐ育成会<br>山形市小白川町二丁目3番31号 | しょうがい者相談支援事業所「すてっぷ」<br>米沢市東二丁目8番54号 | 平成21. 4. 1 |

## 山形県告示第408号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|------------------------------|--------------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 特定非営利活動法人花の会<br>鶴岡市若葉町15番5号  | 手づくりクッキー おからや<br>鶴岡市若葉町15番5号         | 就労継続支援B型    | 20名 | 平成21. 3. 31 |
| 社会福祉法人光風会<br>酒田市宮野浦三丁目20番1号  | 障がい福祉サービス事業所 たぶの木<br>酒田市宮野浦三丁目21番24号 | 就労継続支援B型    | 20名 | 同           |

## 山形県告示第409号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日       |
|-------------------------------|------------------------------------|----------------|-------------|
| 社会福祉法人月山福祉会<br>鶴岡市中野京田字壺柳4番地1 | 障害福祉サービス事業 作業所月山<br>鶴岡市中野京田字壺柳4番地1 | 自立訓練<br>(生活訓練) | 平成21. 3. 31 |

|                                        |                                          |                  |        |
|----------------------------------------|------------------------------------------|------------------|--------|
| 社会福祉法人光風会<br>酒田市宮野浦三丁目20番1号            | 障がい福祉サービス事業所 たぶ<br>の木<br>酒田市宮野浦三丁目21番24号 | 自立訓練<br>(生活訓練)   | 同      |
| 社会福祉法人光風会<br>酒田市宮野浦三丁目20番1号            | 障がい者支援施設 光風園<br>酒田市宮野浦三丁目21番28号          | 短期入所             | 同      |
| ケアサポートひばり有限会社<br>酒田市卸町4番地の5            | ケアサポートひばり<br>酒田市卸町4番地の5                  | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 同      |
| 社会福祉法人 山形県社会福祉事<br>業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | 吹浦荘酒田共同生活事業所<br>飽海郡遊佐町菅里字菅野南山21番<br>地の14 | 共同生活援助<br>共同生活介護 | 同 3.26 |

## 山形県告示第410号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地          |              | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日      |
|------------------------------------|----------------------|--------------|-------------|------------|
|                                    | 変更前                  | 変更後          |             |            |
| 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | 吹浦荘共同生活事業所           | 吹浦荘遊佐共同生活事業所 | 共同生活介護      | 平成21. 3.27 |
|                                    | 飽海郡遊佐町菅里字菅野南山21番地の14 |              | 共同生活援助      |            |

## 山形県告示第411号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地 | 施設の名称及び所在地                      | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 入所定員                         | 指定年月日          |
|-----------------------------|---------------------------------|------------------------|------------------------------|----------------|
| 社会福祉法人光風会<br>酒田市宮野浦三丁目20番1号 | 障がい者支援施設 光風園<br>酒田市宮野浦三丁目21番28号 | 生活介護                   | 施設入所支援<br>45名<br>生活介護<br>75名 | 平成<br>21. 3.31 |

## 山形県告示第412号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域       | 検査対象<br>特定計量器                                                                | 検査期 日      |                        | 検査場所               | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------|--------------------|----------------------------|
| 西川町        | 計量法施行<br>令第10条に<br>規定する非<br>自動はかり<br>(表示部が<br>電気式のも<br>のを除く。)<br>分銅及びお<br>もり | 平成21年5月18日 | 午前11時から<br>正午まで        | 西川町役場大井沢支所         | 社団法人<br>山形県計量協会            |
|            |                                                                              | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 西川町役場              |                            |
| 朝日町        |                                                                              | 平成21年5月19日 | 午前10時から<br>午後3時まで      | 朝日町開発センター          |                            |
| 大江町        |                                                                              | 平成21年5月20日 | 午前10時から<br>午後3時まで      | 大江町民ふれあい会館         |                            |
| 河北町        |                                                                              | 平成21年5月21日 | 午前10時から<br>正午まで        | 溝延研修センター           |                            |
|            |                                                                              | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 西里改善センター           |                            |
|            |                                                                              | 平成21年5月22日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 河北地域職業訓練センター       |                            |
| 山辺町        |                                                                              | 平成21年5月27日 | 午前10時から<br>午後3時まで      | 中央公民館              |                            |
| 中山町        |                                                                              | 平成21年5月28日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 中山町役場              |                            |
| 南陽市        |                                                                              | 平成21年6月2日  | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 南陽市文化センター          |                            |
|            |                                                                              | 平成21年6月3日  | 午前10時から<br>正午まで        | 中川公民館              |                            |
|            |                                                                              | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時まで    | 吉野公民館              |                            |
|            |                                                                              | 平成21年6月4日  | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 梨郷公民館              |                            |
|            |                                                                              | 同          | 午後1時から<br>午後3時30分まで    | 南陽市役所              |                            |
|            |                                                                              | 平成21年6月5日  | 午前10時から<br>午後3時30分まで   |                    |                            |
|            |                                                                              | 米沢市        | 平成21年6月10日             | 午前10時30分から<br>正午まで |                            |
| 同          |                                                                              |            | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 上郷コミュニティセンター       |                            |
| 平成21年6月11日 |                                                                              |            | 午前10時から<br>正午まで        | 広幡コミュニティセンター       |                            |
| 同          |                                                                              |            | 午後1時30分から<br>午後3時まで    | 窪田コミュニティセンター       |                            |
| 平成21年6月12日 |                                                                              |            | 午前10時30分から<br>正午まで     | 三沢コミュニティセンター       |                            |
| 同          | 午後1時30分から<br>午後3時まで                                                          |            | 南原コミュニティセンター           |                    |                            |
| 平成21年6月15日 | 午前10時から<br>正午まで                                                              |            | 東部コミュニティセンター           |                    |                            |
| 同          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで                                                       |            | 西部コミュニティセンター           |                    |                            |

|            |            |                        |                     |
|------------|------------|------------------------|---------------------|
|            | 平成21年6月16日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 南部コミュニティセンター        |
|            | 平成21年6月17日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 北 部 集 会 所           |
| 川 西 町      | 平成21年6月22日 | 午前10時30分から<br>午後3時まで   | 川西町民総合体育館           |
|            | 平成21年6月23日 | 午前10時30分から<br>午後3時まで   |                     |
| 高 畠 町      | 平成21年6月24日 | 午前10時から<br>正午まで        | 和 田 地 区 公 民 館       |
|            | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 糠野目生涯学習センター         |
|            | 平成21年6月25日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 中 央 公 民 館           |
| 酒 田 市      | 平成21年7月6日  | 午後1時から<br>午後4時まで       | 平田農村環境改善センター        |
|            | 平成21年7月7日  | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで | 修 道 館               |
|            | 平成21年7月8日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 松山農村環境改善センター        |
|            | 平成21年7月9日  | 午後1時から<br>午後2時30分まで    | 本楯コミュニティ防災センター      |
|            | 同          | 午後3時から<br>午後4時まで       | 東平田コミュニティ防災センター     |
|            | 平成21年7月10日 | 午前10時30分から<br>正午まで     | 定期船飛島勝浦港発着所         |
|            | 平成21年7月13日 | 午後1時から<br>午後2時まで       | 新堀コミュニティ防災センター      |
|            | 同          | 午後2時30分から<br>午後3時30分まで | 黒森コミュニティ防災センター      |
|            | 平成21年7月14日 | 午前9時30分から<br>午後4時まで    | 酒田市総合文化センター         |
|            | 平成21年7月15日 | 午前9時30分から<br>午後4時まで    |                     |
|            | 平成21年7月16日 | 午前9時30分から<br>午後4時まで    |                     |
|            | 平成21年7月17日 | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで |                     |
|            | 遊 佐 町      | 平成21年7月21日             | 午後1時から<br>午後3時30分まで |
| 平成21年7月22日 |            | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 遊 佐 町 役 場           |
| 上 山 市      | 平成21年7月23日 | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで | 上 山 市 役 所           |
|            | 平成21年7月24日 | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで |                     |
| 小 国 町      | 平成21年8月4日  | 午前11時から<br>午後3時まで      | 小国町民総合体育館           |



|       |            |                        |               |
|-------|------------|------------------------|---------------|
| 飯 豊 町 | 平成21年8月5日  | 午前10時から<br>午後3時まで      | 飯豊町町民総合センター   |
| 白 鷹 町 | 平成21年8月6日  | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 白鷹町役場（西側車庫）   |
| 長 井 市 | 平成21年8月19日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 長 井 市 役 所     |
|       | 平成21年8月20日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで   |               |
| 寒河江市  | 平成21年8月24日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 柴 橋 地 区 公 民 館 |
|       | 同          | 午後1時から<br>午後3時30分まで    | 西 部 地 区 公 民 館 |
|       | 平成21年8月25日 | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで | 寒 河 江 市 役 所   |
|       | 平成21年8月26日 | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで |               |

| 検査区域  | 検査対象<br>特定計量器                                 | 検 査 期 日                                           |                                          | 検 査 場 所         |
|-------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------|
| 米 沢 市 | 計量法施行<br>令第10条に<br>規定する非<br>自動はかり、分銅及<br>びおもり | 自 平成21年5月18日<br>至 平成21年12月18日<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の所<br>在の場所又は指定定期検<br>査機関が指定する場所 | 社団法人<br>山形県計量協会 |
| 酒 田 市 |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 寒河江市  |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 上 山 市 |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 長 井 市 |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 南 陽 市 |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 山 辺 町 |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 中 山 町 |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 河 北 町 |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 西 川 町 |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 朝 日 町 |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 大 江 町 |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 高 島 町 |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 川 西 町 |                                               |                                                   |                                          |                 |
| 小 国 町 |                                               |                                                   |                                          |                 |

|       |  |  |  |
|-------|--|--|--|
| 白 鷹 町 |  |  |  |
| 飯 豊 町 |  |  |  |
| 遊 佐 町 |  |  |  |

#### 山形県告示第413号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市  
最上町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成20年4月21日から平成21年3月19日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量作業）

#### 山形県告示第414号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名                     | 地 区 名             | 工 事 完 了 年 月 日 |
|---------------------------|-------------------|---------------|
| 一 般 農 道 整 備 事 業           | 向 日 葵 地 区         | 平成20年12月22日   |
| 一 般 農 道 整 備 事 業           | 成 生 地 区           | 平成20年12月5日    |
| 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業     | お お え 朝 日 地 区     | 平成21年2月5日     |
| 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業     | は ～ と ふ る 月 山 地 区 | 平成21年2月27日    |
| 畑 地 帯 総 合 整 備 事 業         | 鹿 島 ・ 石 持 地 区     | 平成21年3月27日    |
| 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業     | 舟 運 の 郷 地 区       | 平成21年3月23日    |
| 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業     | 蔵 岡 地 区           | 平成21年3月17日    |
| た め 池 等 整 備 事 業           | 小 舟 山 第 一 地 区     | 平成21年1月30日    |
| 中 山 間 地 域 総 合 農 地 防 災 事 業 | 大 石 堰 地 区         | 平成21年2月27日    |
| 農 村 振 興 総 合 整 備 事 業       | 羽 黒 南 部 地 区       | 平成20年11月20日   |
| 農 業 用 水 再 編 対 策 事 業       | 因 幡 堰 地 区         | 平成20年11月28日   |

|                             |                 |             |
|-----------------------------|-----------------|-------------|
| 農 地 環 境 整 備 事 業             | た ら の き 代 地 区   | 平成21年3月30日  |
| 地 域 水 田 農 業 支 援 緊 急 整 備 事 業 | 助 川 地 区         | 平成20年12月22日 |
| 地 域 水 田 農 業 支 援 緊 急 整 備 事 業 | 藤 島 地 区         | 平成21年3月25日  |
| 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業       | ふ じ の 里 東 部 地 区 | 平成21年3月25日  |
| た め 池 等 整 備 事 業             | 鶴 の 里 地 区       | 平成20年11月10日 |
| 一 般 農 道 整 備 事 業             | 水 上 地 区         | 平成21年3月10日  |

## 山形県告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、米沢市平野土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所                 |
|----------|-------------|---------------------|
| 理 事      | 佐 貝 全 健     | 南陽市柵塚1511番地         |
| 同        | 鈴 木 昌 男     | 東置賜郡川西町大字尾長島3723番地  |
| 同        | 大 久 保 利 八 郎 | 米沢市塩井町塩野1721番地      |
| 同        | 鈴 木 吉 宏     | 東置賜郡高島町大字亀岡3607番地の1 |
| 同        | 佐 藤 嘉 一 郎   | 同 大字上和田477番地        |
| 同        | 早 川 源 太 郎   | 同 大字高島422番地の11      |
| 同        | 長 谷 部 福 太 郎 | 米沢市六郷町西藤泉634番地      |
| 同        | 安 部 輝 雄     | 同 大字李山8662番地        |
| 同        | 安 部 慎 一 郎   | 同 窪田町窪田1526番地       |
| 同        | 伊 藤 邦 彦     | 南陽市梨郷886番地          |
| 同        | 伊 藤 孝 右 衛 門 | 東置賜郡川西町大字吉田2794番地   |
| 同        | 高 橋 善 一     | 同 大字時田847番地の1       |
| 同        | 小 林 昇       | 同 高島町大字竹森4314番地     |
| 同        | 須 貝 忠 夫     | 南陽市宮崎853番地          |

|     |           |                  |
|-----|-----------|------------------|
| 同   | 我 妻 武 宣   | 東置賜郡高畠町大字福沢800番地 |
| 同   | 鈴 木 忠 雄   | 同 川西町大字堀金908番地の4 |
| 同   | 遠 藤 幸 一   | 米沢市大字木和田511番地    |
| 監 事 | 高 橋 健 一   | 同 大字上新田163番地     |
| 同   | 落 合 長 八 郎 | 南陽市宮崎342番地       |
| 同   | 戸 田 義 秀   | 東置賜郡川西町大字高山86番地  |

## 山形県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、米沢市平野土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所                 |
|----------|-------------|---------------------|
| 理 事      | 佐 貝 全 健     | 南陽市柵塚1511番地         |
| 同        | 鈴 木 吉 宏     | 東置賜郡高畠町大字亀岡3607番地の1 |
| 同        | 長 谷 部 福 太 郎 | 米沢市六郷町西藤泉634番地      |
| 同        | 安 部 慎 一 郎   | 同 窪田町窪田1526番地       |
| 同        | 伊 藤 邦 彦     | 南陽市梨郷886番地          |
| 同        | 竹 田 俊 吉     | 東置賜郡高畠町大字深沼2336番地   |
| 同        | 遠 藤 幸 一     | 米沢市大字木和田511番地       |
| 同        | 我 妻 武 宣     | 東置賜郡高畠町大字福沢800番地    |
| 同        | 齋 藤 富 雄     | 同 川西町大字時田1410番地     |
| 同        | 安 部 輝 雄     | 米沢市大字李山8662番地       |
| 同        | 鈴 木 義 郎     | 南陽市宮崎861番地          |
| 同        | 竹 田 修 一     | 東置賜郡高畠町大字深沼125番地の2  |
| 同        | 寒 河 江 利 廣   | 同 川西町大字洲島2933番地の2   |
| 同        | 戸 田 義 秀     | 同 大字高山86番地          |

|    |        |                   |
|----|--------|-------------------|
| 同  | 江口益美   | 米沢市塩井町塩野3254番地    |
| 同  | 伊藤孝右衛門 | 東置賜郡川西町大字吉田2794番地 |
| 同  | 青野正明   | 同 高島町大字佐沢980番地    |
| 監事 | 落合長八郎  | 南陽市宮崎342番地        |
| 同  | 横山明博   | 東置賜郡川西町大字吉田1513番地 |
| 同  | 浅深清市   | 米沢市大字長手2335番地     |

**山形県告示第417号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
白川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市今泉552番地
- 3 認可年月日  
平成21年4月2日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第418号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日  
平成21年3月30日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第419号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称

今野川土地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰53番地

3 認可年月日

平成21年3月30日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

---

**山形県告示第420号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施した地域

山形県内全域

2 基本測量を実施した期間

平成20年4月7日から平成21年3月24日まで

3 作業の種類

基本測量（1：25,000地形図修正測量）

---

**山形県告示第421号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施した地域

鶴岡市、上山市

2 基本測量を実施した期間

平成20年4月21日から平成21年3月19日まで

3 作業の種類

基本測量（電子基準点現地調査作業）

---

**山形県告示第422号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年4月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路線名 三瀬水沢線

2 供用開始の区間 鶴岡市水沢字山ノ腰138番1から  
同 字行司免62番1まで

3 供用開始の期日 平成21年4月10日

---

**山形県告示第423号**

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名                    | 所在地             | 売りさばき所の所在地              | 指 定 年 月 日   |
|------------------------------|-----------------|-------------------------|-------------|
| 有限会社日下部商店<br>代表取締役<br>日下部 昌博 | 西村山郡河北町大字田井74番地 | 西村山郡河北町谷地字月山堂<br>683番地1 | 平成21. 3. 31 |

**山形県告示第424号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 氏 名    | 住 所          | 売りさばき所の所在地 | 廃 止 年 月 日   |
|--------|--------------|------------|-------------|
| 和久井 良子 | 米沢市東三丁目9番40号 | 同 左        | 平成19. 5. 30 |

**山形県告示第425号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び第6」を「から別表第7まで」に改める。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、県外に本店を有する収納代理金融機関の県外に所在する店舗にあつては、掲示を省略することができる。

第4条第2号中「第3」を「別表第3」に改め、同条第3号中「第4から第6まで」を「別表第4から別表第6まで」に、「各店舗」を「各店舗並びに別表第7の金融機関名欄に掲げる金融機関の取扱店舗」に改め、同条第5号中「第4から第6まで」を「別表第4から別表第7まで」に改める。

|       |                 |              |                   |   |
|-------|-----------------|--------------|-------------------|---|
| 別表第5中 | 株式会社 みずほ銀行 山形支店 | 山形市本町二丁目4番8号 | 株式会社 県庁支店<br>山形銀行 | を |
|       | 株式会社 七十七銀行 山形支店 | 香澄町三丁目1番3号   | 〃 〃               |   |

|                 |               |                   |       |
|-----------------|---------------|-------------------|-------|
| 株式会社 七十七銀行 山形支店 | 山形市香澄町三丁目1番3号 | 株式会社 県庁支店<br>山形銀行 | に改める。 |
|-----------------|---------------|-------------------|-------|

別表第6の次に次の1表を加える。

**別表第7**

| 取扱事務の範囲  | 金融機関名      | 取扱店舗                      | 取りまとめ店            |
|----------|------------|---------------------------|-------------------|
| 県公金の収納事務 | 株式会社 みずほ銀行 | 日本国内で業務を営むすべての店舗（代理店を除く。） | 株式会社 県庁支店<br>山形銀行 |

**附 則**

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年4月10日

山形県庄内総合支庁長 齋 藤 亮 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県庄内総合支庁総務企画部総務課 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 電話番号0235-66-5421
- 3 落札者を決定した日 平成21年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本美装株式会社山形支店 山形市五日町10番16号106
- 5 落札金額 9,397,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年1月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成21年8月10日まで縦覧に供する。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新庄新町ショッピングセンター  
新庄市新町581番地1号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
トステムビバ株式会社 埼玉県上尾市上298番地の1  
代表取締役 豆成勝博  
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号  
代表取締役 小倉利之
- 3 変更する事項  
荷さばき施設の位置及び面積  
（変更前）106平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）141平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日  
平成21年3月11日
- 5 届出年月日  
平成21年3月6日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年8月10日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成21年8月10日まで縦覧に供する。

平成21年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品鶴岡店  
鶴岡市伊勢原町四丁目44番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地  
代表取締役 河内伸二
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地  
代表取締役 河内伸二
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年11月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,001平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 78台
  - (2) 駐輪場の収容台数 57台
  - (3) 荷さばき施設の面積 213平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 75立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後10時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成21年3月23日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年8月10日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤    | 正    |
|------------|------------|-----|-------|------|------|
| 平成21. 4. 1 | 号外(19)     | 1   | 16    | 第4号  | 第7号  |
| 同          | 同          | 9   | 1     | 第5号  | 第8号  |
| 同          | 同          | 10  | 下から15 | 第6号  | 第9号  |
| 同          | 同          | 同   | 1     | 第7号  | 第10号 |
| 同          | 同          | 同   | 10    | 第8号  | 第11号 |
| 同          | 同          | 同   | 19    | 第9号  | 第12号 |
| 同          | 同          | 14  | 1     | 第10号 | 第13号 |